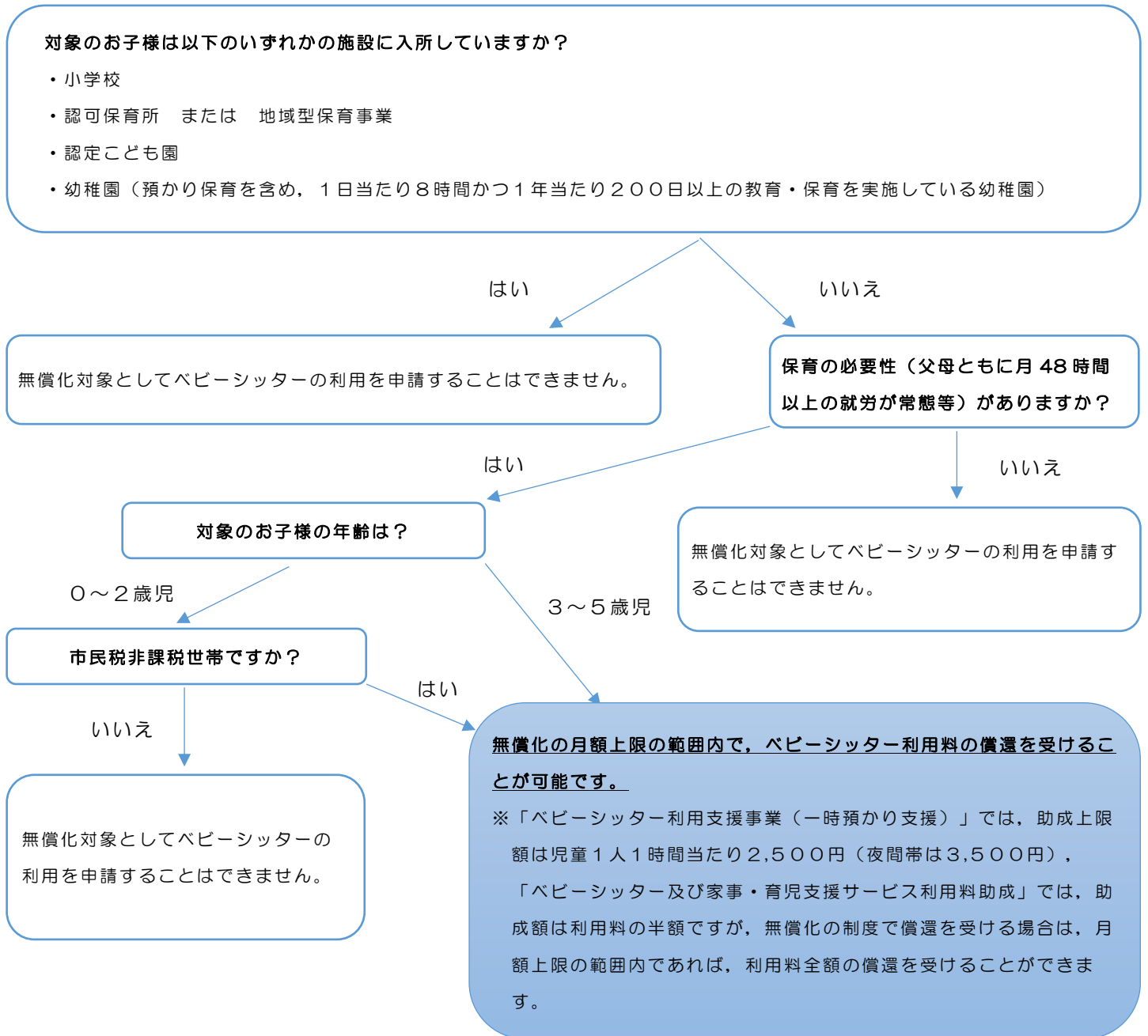


ベビーシッター利用料助成申請について

ご自身が、幼児教育・保育無償化の制度を活用してベビーシッター利用料の償還を受けられるか否かは、以下のフローチャートで確認してください。



【注意事項】

- ①ベビーシッター以外の「幼児教育・保育無償化」対象サービスの利用がある場合、無償化の月額上限には、他のサービス利用料も含まれます。
- ②「幼児教育・保育無償化」の対象となるベビーシッター事業者と「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり支援）」,「ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」の対象事業者はそれぞれ異なります。
⇒利用したベビーシッター事業者の費用を無償化の対象として申請する場合は、ベビーシッター事業者を利用する前に必ず、当該事業者が無償化対象事業者であるかを確認してから利用してください（ベビーシッター事業者所在地の市区町村ホームページ等でご確認ください）。
- ③同一のベビーシッター利用について、「幼児教育・保育無償化」の制度による償還、「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり支援）」,「ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」による助成を重複して受けることはできません。